

# 幼稚園教員資格認定試験

## 様式1及び様式2について

### ●出願者の方へ

この用紙の記載内容をご確認の上、証明を依頼する先に証明書類**様式1・様式2**と一緒に必ず渡してください。複数必要な場合は、コピー（全ページ）してください。

### 様式1及び様式2証明者へのお願い

独立行政法人教職員支援機構

文部科学省では、保育士等として3年以上の勤務経験のある者を対象として、幼稚園教諭二種免許状を取得できる「幼稚園教員資格認定試験」（以下「本試験」という。）を実施しています。試験実施事務は、平成30年度から独立行政法人教職員支援機構が行っています。

本試験では、受験資格のうち勤務経験として、保育士となる資格を有した後、若しくは地域限定保育士試験又は国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した後、以下の「該当する施設の職員」の(1), (2), (3)のいずれかに該当する者として、3年以上勤務した者（勤務時間の合計が4,320時間以上である場合に限る。）と定めています。

本試験の出願者に対し、上記の資格要件を確認するため、**様式1**（施設勤務証明書：保育士等としての勤務経験を証明）及び**様式2**（施設の証明書：(1), (2), (3)に掲げる施設の該当事実を証明）の提出を求めています。

本試験の出願者から証明依頼があった場合、証明者は、2ページを参照の上、証明書を交付してください。

### <該当する施設の職員>

(1) 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）において、専ら児童の保育に従事する職員

※「専ら児童の保育に従事する職員」とは、預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等を想定しているものであり、児童の保育に直接携わらない勤務は、勤務期間に算入できません。

(2) 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

(3) 次に掲げる施設の保育士（平成30年4月26日文部科学省告示第69号に定める場合においては、地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。）

①児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条第1項に規定された施設）

②認定こども園である認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたもの）

③地域型保育事業として認可された小規模保育施設（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を実施する施設）

④地域型保育事業として認可された事業所内保育施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上の施設）を実施する施設）

⑤公立の認可外保育施設（へき地保育所（「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科発第1279号・雇児発第0305005号の別紙）の別添6

- の 11 に規定するべき地保育所) を含む。)
- ⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 2 第 3 号に規定する施設）
- ⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）別添に示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号）に基づく証明書の交付を受けた施設）  
ただし、⑦については以下の施設を除きます。
- ・利用定員 5 人以下の施設
  - ・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
  - ・当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

#### ＜様式 1（施設勤務証明書）について＞

- ・施設長（証明できる権限を委任されている管理者を含む。）が証明者となり、出願者の勤務状況等を証明してください。
- ・勤務期間は、保育士資格が必須の職において、保育士等として従事した期間を証明してください。保育士資格を有する者が、保育士資格の必要のない職に従事している場合は本試験の資格要件に該当しませんので、証明期間の対象になりません。
- ・勤務期間の「3 年以上」及び勤務時間の「4,320 時間以上」は、連続している必要はなく、また、一つの施設のみで満たす必要はなく、保育士等としての勤務期間を通算できます。一枚の証明書（同一の証明者）において明らかに「3 年以上」及び勤務時間の「4,320 時間以上」を満たしている場合は、正確に算出する必要はなく、「4,320 時間以上」と記入してもかまいません。
- ・受験資格の対象となる児童福祉施設等以外における勤務経験は算入できません。現在の施設の設置形態だけではなく、雇用が継続している間に施設の設置形態が変更となった場合においてもご注意ください。変更前の設置形態が対象ではない施設の場合、当該形態においての勤務期間は受験資格に算入できません。

#### ＜様式 2（施設の証明書）について＞

- ・勤務先施設の種別ごとに当該施設の許認可権者による証明が必要です。  
出願者は、3, 4 ページを参照の上、該当の役所にある各施設の所管課へ証明を申請してください。  
※都道府県知事の権限の一部を教育委員会に委任している場合など、チャートどおりでない場合もあります。詳しくは、各自治体の各施設所管課（所管課が不明の場合は自治体の代表電話）にお問い合わせください。
- ・各施設の所管課における主管課長以上の職位者が証明者となり、様式 1に記入された施設が「該当する施設の職員」の(1), (2), (3)に掲げる施設に該当していることを証明してください。
- ・設置認可書等、「該当する施設の職員」の(1), (2), (3)に掲げる施設である事実が確認できる書類のコピーの提出により、様式 2の提出を省略することができます。この場合、当該書類のコピーに、当該施設の設置者の長により原本証明を行ってください。

（原本証明の例）

この写しは原本と相違ないことを証明する。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日（証明日）

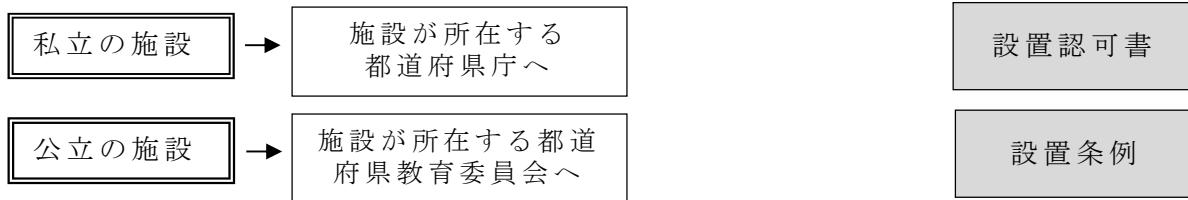
社会福祉法人 ○○会  
理事長 ○○ ○○

公印

## 様式 2 の証明者判定フローチャート

様式 2 に代わり得る書類

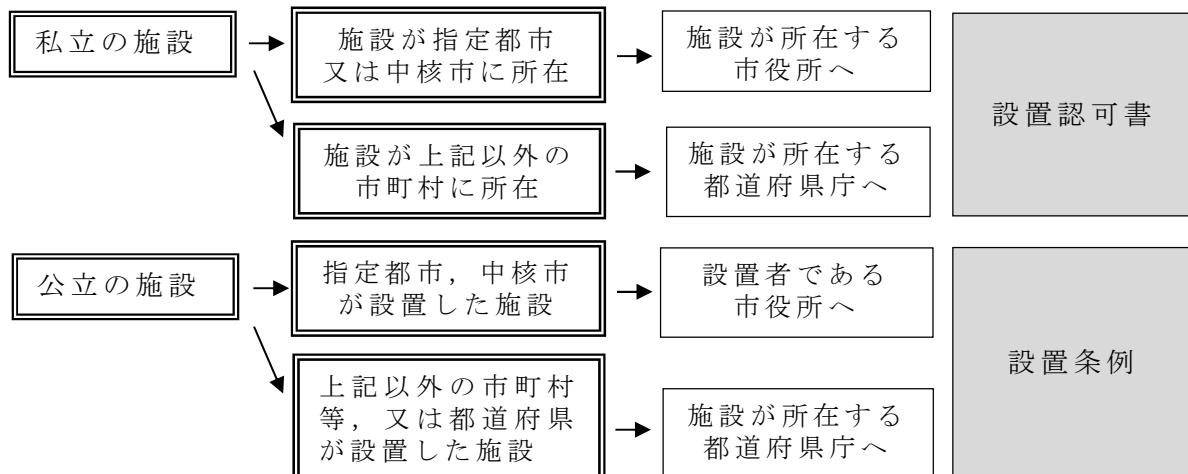
### ① 幼稚園、特別支援学校（幼稚部）の場合



設置認可書

設置条例

### ② 幼保連携型認定こども園、児童福祉施設（保育所等）の場合（4 ページ参照）



設置認可書

設置条例

### ③ 認定こども園である認可外保育施設の場合



都道府県立：設置条例  
それ以外：認定書

### ④ 地域型保育事業として認可された小規模保育施設又は事業所内保育施設の場合



私立：認可書  
公立：設置条例

### ⑤ 公立の認可外保育施設の場合



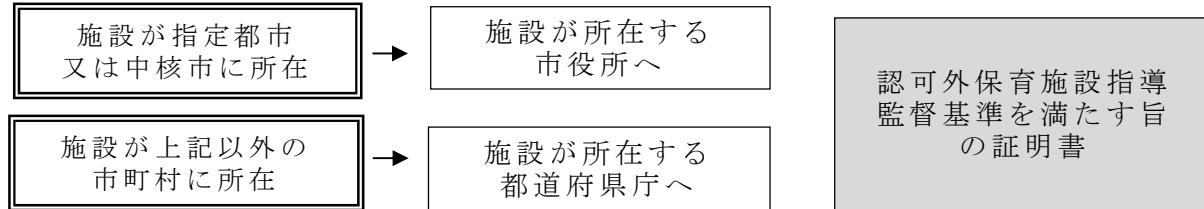
設置条例

### ⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設の場合



(幼稚園と同じ)

### ⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設の場合（4 ページ参照）



認可外保育施設指導  
監督基準を満たす旨  
の証明書

## 令和8年度 指定都市・中核市一覧

(3ページの証明者判定フローチャートの②又は⑦に該当する施設の場合に参照)

指定都市一覧(20市)

都道府県	都市名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
	横浜市
神奈川県	川崎市
	相模原市
新潟県	新潟市
静岡県	静岡市
	浜松市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市
	堺市
兵庫県	神戸市
岡山県	岡山市
広島県	広島市
福岡県	北九州市
	福岡市
熊本県	熊本市

中核市一覧 (62市)

都道府県	都市名	都道府県	都市名
北海道	函館市	滋賀県	大津市
	旭川市		高槻市
青森県	青森市		東大阪市
	八戸市		豊中市
岩手県	盛岡市	大阪府	枚方市
秋田県	秋田市		八尾市
山形県	山形市		寝屋川市
	郡山市		吹田市
福島県	いわき市	兵庫県	姫路市
	福島市		尼崎市
茨城県	水戸市		西宮市
栃木県	宇都宮市		明石市
群馬県	前橋市	奈良県	奈良市
	高崎市	和歌山県	和歌山市
	川越市	鳥取県	鳥取市
埼玉県	越谷市	島根県	松江市
	川口市	岡山県	倉敷市
千葉県	船橋市	広島県	福山市
	柏市		呉市
東京都	八王子市	山口県	下関市
神奈川県	横須賀市	香川県	高松市
富山県	富山市	愛媛県	松山市
石川県	金沢市	高知県	高知市
福井県	福井市	福岡県	久留米市
山梨県	甲府市	長崎県	長崎市
長野県	長野市		佐世保市
	松本市	大分県	大分市
岐阜県	岐阜市	宮崎県	宮崎市
	豊橋市	鹿児島県	鹿児島市
愛知県	豊田市	沖縄県	那霸市
	岡崎市		
	一宮市		

※注 1

この一覧に記載されていない市町村は、フローチャートの“上記（指定都市・中核市）以外の市町村等”に該当し、証明者は都道府県庁です。

※注 2

特別区（東京都 23 区）は指定都市・中核市に該当しません。

※注 3

各自治体の施設所管課の連絡先については、自治体のホームページにてご確認ください。所管課が不明の場合は、自治体の代表電話にお問い合わせください。